

【公告内容】

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度（2023年度）熊本市上下水道施設台帳システム機器
賃貸借

(2) 目的及び概要

本業務は、現行稼働中の熊本市上下水道施設台帳システム機器の賃貸借期間満了に伴いサーバ機器等を更改するため、サーバ機器等を賃貸借するとともに、サーバ等機器の搬入・設置・設定作業、賃貸借期間中の保守の提供並びに賃貸借期間満了後のサーバ機器等の撤去作業及びデータ抹消作業を行うことを目的とする。

※ 詳細は、令和5年度（2023年度）熊本市上下水道施設台帳システム機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 設置場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

(4) 賃貸借期間

令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

※納入期間は、令和5年（2023年）12月末まで。詳細は、仕様書を参照のこと。

2 担当部局

〒862-8620

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局維持管理部水道維持課

電話096-381-5610

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者で、さらに、業種として、第1分類「リース・

レンタル」・第2分類「OA機器類」業務での登録をしていること。

または、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者で、さらに、業種として、第1分類「18 リース・レンタル」・第2分類「OA機器類」での登録をしていること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、平成30年度（2018年度）以降に履行が完了したサーバ等機器賃貸借の実績を有すること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和5年（2023年）9月5日（火曜日）から令和5年（2023年）9月19日（火曜日）まで

申請書は熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードができる。

(2) 仕様書等の交付期間及び方法

令和 5 年（2023 年）9 月 5 日（火曜日）から令和 5 年（2023 年）9 月 19 日（火曜日）まで（休日を除く。）

仕様書等の交付は、2 の担当部局において「仕様書等交付申請書（様式第 1 号）」による申請後、交付する。

仕様書等交付申請書は、持参または郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

(3) 仕様書等の取扱条件

ア 5(2)で交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに情報取扱責任者通知書（様式第 2 号）により管理者へ通知すること。また、本作業を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下、「関連事業者」という。）がある場合は、同様に通知すること。

イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外に仕様書等の情報を漏らしてはならない。

ウ 本件入札に関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱に関する必要な事項を周知し、遵守させること。

エ 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件入札に関する業務に必要と認められる範囲でかつ、必要最小に限り複写のみすることができるものとする。

オ 交付された仕様書等の受領後、本件入札に参加しない場合は速やかに返却すること。

(4) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により、提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 3 号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 4 号）
- (ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第 5 号）
（本市に本店、支店又は営業所等を有する場合に限る。）
- (エ) 入札参加者の同種業務の実績（様式第 6 号）
（同種業務の実績については、申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。）
- (オ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）
なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。
- (カ) 賃貸借予定品について、仕様書において熊本市が要求する仕様を満たすことを証する書面（パンフレット、代表者印のある仕様証明等で、原則、申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

イ 提出期限

令和 5 年（2023 年）9 月 19 日（火曜日）午後 5 時まで。

郵送する場合は、令和 5 年（2023 年）9 月 15 日（金曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参する場合

2 の担当部局

- (イ) 郵送する場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水道維持課）宛

また、封筒の表面に申請する「件名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式については、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。
- (イ) 5(4)ア(オ)の書面が添付されていない場合は、4(10)の実績を有しているとは、認めない。

(5) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に定めるところにより、提出すること。

ア 提出方法

仕様書等に対する質問書により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和5年（2023年）9月5日（火曜日）から令和5年（2023年）10月5日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

メールアドレス：suidouiji@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和5年（2023年）10月10日（火曜日）までに開始し、令和5年（2023年）10月13日（金曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 入札及び開札に関する事項

- (1) 5(5)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参による場合

- (ア) 入札日時

令和5年（2023年）10月13日（金曜日）午前10時

- (イ) 入札場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局別館1階 入札室

イ 郵送による場合

- (ア) 提出方法

二重封筒に入れ、表封筒に「入札書在中」及び「親展」を、中封筒に入札書に押印した印鑑と同じもので封印した上で「件名」及び「開札日時」を朱書きするとともに、入札参加者名を記載して、一般書留又は簡易書留により郵送すること。一般書留及び簡易書留以外の方法により郵送されたものは、受け付けない。なお、再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書在中」、「件名」及び「開札日時」を朱書きし、再入札書を同封すること。

- (イ) 提出期限

令和5年（2023年）10月12日（木曜日）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

- (ウ) 送付先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封筒の全ての継ぎ目に封印し、「件名」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水道維持課） 宛

- (2) 入札金額は令和5年度（2023年度）熊本市上下水道施設台帳システム機器賃貸借に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、3回までとする。なお、再入札において、再入札の締切時間までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認の上、全ての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (8) 入札書は、令和5年（2023年）10月13日（金曜日）午前10時の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
規程第2条において準用する規則第5条第2項第4号に定めるところにより、免除する。
- (3) 契約保証金
規程第2条において準用する規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額（総額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。
ア 保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と管理者が工事履行保証契約を結び、保険証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等は無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後、契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。